

令和4年2月16日
県民生活・環境部環境対策課

保倉川における鉛の環境基準値超過について

県では、水質汚濁防止法により策定した水質測定計画に基づき、国等の関係機関と連携して、県内の公共用水域の水質を監視しています。

北陸地方整備局が2月2日に保倉川最下流の古城橋で実施した調査において、鉛が0.01mg/L 検出されたため、2月10日に追加調査を実施したところ、環境基準値(0.01mg/L)を超えて0.013mg/L 検出された旨、県に連絡がありました。

この連絡を受け県は、上流にある鉛を扱う主な事業場に対しての点検を上越市に要請し、異常がないことを確認しました。

なお、保倉川では現在農業用水の取水はなく、保倉川支川の飯田川で上越市が2月2日に実施した調査では鉛は検出されていません。

1 調査結果

河川名	調査地点	2/2 採水	2/10 採水	2/14 採水	環境基準値	調査機関
保倉川	古城橋	0.010mg/L	0.013mg/L	0.005mg/L 未満	0.01mg/L	北陸地方 整備局
飯田川	千福橋	0.005mg/L 未満	-	-		上越市

2 今後の対応

原因は不明ですが、引き続き、当該地点での水質監視を実施していきます。

【参考】 鉛

1 健康への影響

・疲労、頭痛、関節痛、胃腸障害、中枢神経障害、末梢神経障害を及ぼすといわれている。

2 用途

・鉛蓄電池、ハンダ、合金原料、電線被覆、顔料、銃弾、プラスチック安定化剤等に使用

本件についてのお問い合わせ先

環境対策課 担当 鈴木

直通 025-280-5694 内線 2711

〔調査の詳細について〕

北陸地方整備局水災害予報センター 担当 長谷川

直通 025-370-6770 内線 3851